

GAPパートナー規約

令和2年7月1日制定

第1 この規約は、GAP認証農産物の取引拡大のため、GAP認証農産物を取り扱う意向を有しているGAPパートナーの登録及びその取組内容につき定める。

(定義)

第2 GAPパートナーとは、GAP認証農産物を取り扱う意向を有している実需者（製造業、卸売・小売・飲食業、サービス業）をいう。

(登録要件)

第3 登録に当たっては以下の要件を満たす実需者とする。

- (1) GAP認証農産物を取り扱う意向を有すること。
- (2) GAPパートナーとして、「社名、ロゴマーク、GAP認証農産物の取扱方針、GAPへの取組を紹介しているWebページ、問い合わせ先」（以下、「GAPパートナー情報」という。）を、農林水産省ホームページその他で広く公表されることを了承すること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当すること。
 - ② 反社会的勢力に該当しなくなった時から5年を経過していないこと。
 - ③ 利用者又はその経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(取組内容)

第4 GAPパートナーは農林水産省の求めに応じて、以下の情報を任意で提供するものとし、農林水産省は提供された情報を産地に提供する取組を行うとともに、産地からの情報をGAPパートナーに対して提供をし、マッチングを図る。

- (1) GAPパートナーが求めるGAP認証農産物の産地、品目、数量等
- (2) その他、農林水産省が求める情報（ただし、GAPパートナーの承諾を得ずに第三者に開示、公表等してはならない。）

(登録手続)

第5 GAPパートナーの登録については、GAPパートナーへの参加を要望する実需者が別紙に必要事項を記入のうえ第8に定める事務局へ提出し、農林水産省ホームページその他でGAPパートナー情報を公表することで、登録したものとみなす。

(登録期間)

第6 GAPパートナーの登録は、GAPパートナーからの登録終了の要望がない限り存続するものとする。

(GAPパートナー情報の使用)

第7 農林水産省は、GAPパートナー情報について、ホームページや資料等で使用できるものとするが、第三者が使用する場合は原則認めない。

(事務局)

第8 GAPパートナーの登録、GAPパートナーへの情報収集及び情報提供については、農林水産省生産局農業環境対策課がその事務を担い、必要に応じて、北海道農政事務所、地方農政局及び内閣府沖縄総合事務局の担当部署が事務の補助を行う。

(附則)

この規約は、令和2年7月1日から効力を発する。